

予算特別委員会会議録（第2号）

---

○会 議 月 日 令和2年3月4日（水曜日）

---

○会 議 場 所 蓬田村議会議事堂

---

○出 席 委 員（8名）

委 員 長	久 慈 省 悟 君		
副 委 員 長	川 崎 憲 二 君		
委 員	小 鹿 重 一 君	柿 崎 裕 二 君	
	森 弘 美 君	吉 田 勉 君	
	坂 本 豊 君	木 村 修 君	

---

○欠 席 委 員（なし）

---

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	久 慈 修 一 君
副 村 長	工 藤 洋 一 君
教 育 長	吉 崎 博 君
会 計 管 理 者	佐 井 邦 彦 君
総 務 課 長	小 松 生 佳 君
税 務 課 長	川 崎 幸 治 君
住 民 課 長	佐 藤 一 仁 君
健 康 福 祉 課 長	高 田 一 憲 君
教 育 課 長	木 村 伸 一 君
産 業 振 興 課 長	高 田 徹 君
建 設 課 長	稲 葉 正 明 君
代 表 監 査 委 員	武 井 昭 夫 君

---

○職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名

事務局 長 中川 悟 君  
議会事務局 次長 坂本 ゆかり 君

---

○会議に付した事件

1. 議案第19号 令和2年度蓬田村一般会計予算案
  2. 議案第20号 令和2年度蓬田村学校給食センター特別会計予算案
  3. 議案第21号 令和2年度蓬田村国民健康保険特別会計予算案
  4. 議案第22号 令和2年度蓬田村簡易水道事業特別会計予算案
  5. 議案第23号 令和2年度蓬田村介護保険特別会計予算案
  6. 議案第24号 令和2年度蓬田村後期高齢者医療特別会計予算案
- 

○議事の経過概要

午前9時38分 開会

○久慈委員長 おはようございます。

ただいまの出席委員は8名で定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

それでは、議案第20号、令和2年度蓬田村学校給食センター特別会計予算（案）を議題とします。

これより内容の説明を求めます。教育課長。

○木村教育課長 議案第20号、令和2年度蓬田村学校給食センター特別会計予算。

令和2年度蓬田村の学校給食センター特別会計予算は、次に定めるところによる。

事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,696万円とする。

5ページをお開きください。歳入になります。

上段の1款1項1目給食費収入828万3,000円。ここは昨年度より220万円ほど減額になってございます。これは子育て支援による令和2年度から給食費の補助額を20円から約3割の補助に拡充したことにより、保護者負担が減額となったものでございます。それに伴いまして、下の一般会計繰入金のところを増額になってございます。

6ページをお開き願います。歳出になります。

主に増額した項目は、1款1項1目一般管理費、報酬、職員手当、会計年度職員の採用により約250万円ほどの増額になってございます。

10節の需用費の⑤燃料費240万円。これは実績に基づきまして30万円ほどの増額の計上をしてございます。⑥の修繕料118万9,000円。内訳として、小破修繕40万円、そしてスチームオーブンの修繕ということで約30万円、これはオイル交換と部品交換になります。空調機の修繕が44万円ということで、これも部品交換になります。あと、包丁等の研磨4万9,000円でございます。その他については昨年並みで計上してございます。

説明は以上です。

○久慈委員長 次に、議案第21号、令和2年度蓬田村国民健康保険特別会計予算（案）を議題とします。

これより内容の説明を求めます。住民課長。

○佐藤住民課長 議案第21号、令和2年度蓬田村の国民健康保険特別会計予算は、次に定めるところによる。

事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5億1,263万円と定めるものでございます。

7ページをお開きください。歳入の主な説明をいたします。

1款1項国民健康保険税1億964万6,000円を計上しております。内容は、昨年度を参考に医療給付費現年課税分、後期高齢者支援分現年課税分で300万円ほど増となっております。

次に、8ページをお開き願います。

4款1項県補助金3億2,800万7,000円を計上しております。その中で、普通交付金、昨年度より3,000万円、一般被保険者の療養給付費と高額療養費が増となっております。

次に、県繰入金300万円が増となっております。これは一般被保険者医療給付費等が増となって、事業納付金の関係でございます。

次に、9ページをお願いします。

6款1項他会計繰入金6,198万9,000円を計上しております。これは介護保険や後期高齢者医療にも繰り入れしているところでございます。

その下の6款2項基金繰入金1,196万5,000円を計上しています。これは基金を取り崩して対応する予定としています。現在、基金は3,500万円ほどあります。

続きまして、12ページをお開き願います。歳出の主なものについて説明します。

1款1項1目12節委託料188万8,000円を計上しております。内訳は、国民健康保険システム改修業務委託料で、令和元年度からの引き続きで来年3月までに改修しなければ

ならない分で145万2,000円を計上しております。

次のページをお願いします。

1款1項1目13節国民健康保険システム賃借料300万円を計上しております。これは25万円掛ける12月分です。

14ページと15ページをお開き願います。

2款1項療養諸費1目一般被保険者療養給付費2億7,600万円から5目審査支払手数料154万5,000円まで、合わせて2億7,909万5,000円を計上しております。これは給付費の関係で医療費増を見込んでの概算予算となっております。

続きまして、15ページ、16ページをお願いします。

2款2項高額療養費1目一般被保険者高額療養費3,960万円から、次のページの4目退職被保険者等高額介護合算療養費5万円まで合わせて4,020万円を計上しております。これも給付費関係で医療費の増を見込んで概算予算としております。

続きまして、17ページをお開き願います。

3款1項医療給付費1億434万円を計上しております。給付費関係で県より指示があり、概算予算で医療分と一般被保険者で対応しております。

18ページをお願いします。

3款2項後期高齢者支援金等2,991万1,000円。一般分、退職分を対象としております。その下の3款3項介護納付金1,346万4,000円を計上しております。これは納付金関係で県より指示があり、介護分を概算予算としております。

19ページをお願いします。

5款1項保健事業費1目保健衛生普及費281万7,000円と、2目医療費適正化対策費31万8,000円、合わせて313万5,000円を計上しております。保健事業の関係で、新たに糖尿病予防教室、それから謝金、賄い費が増となっております。

続きまして、20ページをお願いします。

5款2項特定健康診査等事業費として401万円を計上しております。これは保健事業関係で特定健診管理の委託料の中で単価の変更があり、8%から10%になった関係であります。

説明は以上となります。

○久慈委員長 次に、議案第22号、令和2年度蓬田村簡易水道事業特別会計予算（案）を議題とします。

これより内容の説明を求めます。建設課長。

○稲葉建設課長 議案第22号、令和2年度蓬田村簡易水道事業特別会計予算。

令和2年度蓬田村の簡易水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによります。

事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ9,148万5,000円と定めるものでございます。

5ページをお開きください。歳入になります。

上段、1款1項1目1節水道料金使用料4,933万3,000円は、昨年の実績をもとに推計し計上しております。

中段、2款1項1目1節一般会計繰入金4,177万6,000円は、昨年度より150万円ほど減額の計上ではありますが、主に工事費が減額となったためであります。

6ページをお開きください。歳出になります。

下段、1款1項1目10節需用費209万5,000円は、消耗品費から修繕料まで昨年並みに計上しております。

7ページをお開きください。

中段、1款1項1目12節委託料、水質検査業務委託料146万5,000円は、上水の水質検査及び原水の水質検査の業務委託料になります。

下段、1款1項1目13節使用料及び賃借料、水道パソコンリース料245万円は、昨年度と同額を計上しております。

下段、1款1項1目14節工事請負費、水道維持工事費400万円は、水道メーターのデータを電話線に送る伝送装置の取り付け等の工事費になります。

下段、1款1項1目17節備品購入費、給水タンク購入費136万4,000円は、災害時に応急給水を行うため1,000リットルの給水ができるタンクを購入するものであります。

説明は以上になります。

○久慈委員長 次に、議案第23号、令和2年度蓬田村介護保険特別会計予算（案）を議題とします。

これより内容の説明を求めます。住民課長。

○佐藤住民課長 議案第23号、令和2年度蓬田村介護保険特別会計予算は、次に定めるところによる。

事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4億8,936万6,000円と定めるものでございます。

7ページをお開き願います。歳入の主なものについて説明します。

1款1項介護保険料8,139万6,000円を計上しております。年金受給者及び納付者の保険料で賄っています。また、1段階から3段階まで軽減措置をとっている分、減額予算となっております。

続きまして、3款1項国庫負担金7,771万2,000円を計上しております。

続きまして、3款2項国庫補助金1目調整交付金2,128万8,000円から、次のページの3目地域支援事業交付金619万1,000円まで、合わせて3,069万7,000円を計上しております。

8ページをお願いします。

4款1項支払基金交付金1億1,843万6,000円を計上しております。

続きまして、5款1項県負担金6,067万1,000円を計上しております。

9ページをお開き願います。

5款3項県補助金470万9,000円を計上しております。

続きまして、6款1項一般会計繰入金9,643万3,000円を計上しております。

10ページ、上段をお願いします。

6款2項基金繰入金1,929万1,000円を計上しております。

11ページをお開き願います。歳出の主なものについてご説明いたします。

1款1項1目13節介護保険システムリース料237万6,000円を計上しております。

13ページをお開き願います。

1款4項1目12節介護保険事業計画策定業務委託料438万2,000円を計上しております。これは令和3年度からの第8期介護保険事業計画及び高齢者福祉計画作成のものでございます。交付税対応となっております。

続きまして、同じく13ページから15ページまでで、2款1項介護サービス等諸費1目居宅介護サービス給付費1億3,356万円から、15ページの10目特例居宅介護サービス計画給付費1,000円まで、合わせて3億8,775万4,000円を計上しております。

続きまして、15ページから16ページ、2款2項介護予防サービス等諸費1目介護予防サービス給付費負担金60万円から、次のページの6目特例介護予防サービス計画給付費1,000円まで、合わせて183万2,000円を計上しております。

次のページ、をお願いします。

2款3項高額サービス等諸費1目高額介護サービス費1,104万円と、2目高額介護予

防サービス費10万円、合わせて1,114万円を計上しております。

続きまして、18ページをお願いします。

2款6項特定入所者介護サービス等諸費1目特定入所者介護サービス費2,280万円から、次のページの4目特例特定入所者介護予防サービス費1,000円まで、合わせて2,290万2,000円を計上しております。

20ページをお願いします。

3款1項介護予防・生活支援サービス事業費は、1目介護予防・生活支援サービス事業費718万5,000円と、2目の介護予防ケアマネジメント事業費60万6,000円を合わせて779万1,000円を計上しております。

続きまして、20ページ下段から21ページになります。

3款2項一般介護予防事業費は507万1,000円を計上しております。国が進める働き方改革からパート賃金のもの、報酬に変わった差額分9万5,000円、それと第8期介護計画に向けて、元気な高齢者をふやすため、ふるさと総合センター、各地区公民館を利用して自主的に通いの場をつくり元気な老人をふやすための介護予防、100歳体操の有酸素運動が主体のものをメインとしております。

続きまして、21ページから23ページになります。

3款3項包括的支援事業・任意事業費1目介護予防ケアマネジメント事業費861万3,000円から、次のページの6目地域ケア会議推進事業費6万円まで、合わせて1,610万4,000円を計上しております。65歳以上の人口が1,000人以上となったため人員基準があり、県に指摘され、ケアマネ2名と社会福祉士1名がいなければならなくなり、地域包括支援センター運営事業委託料150万円が増となっております。

説明は以上です。

- 久慈委員長 次に、議案第24号、令和2年度蓬田村後期高齢者医療特別会計予算（案）を議題とします。

これより内容の説明を求めます。住民課長。

- 佐藤住民課長 議案第24号、令和2年度蓬田村の後期高齢者医療特別会計予算は、次に定めるところによる。

事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ8,059万2,000円と定めるものでございます。

5ページをお開き願います。

1 款 1 項後期高齢者医療保険料2,185万円を計上しております。後期高齢者負担分が高くなったので、昨年より増額となっております。概算予算でございます。

続きまして、3 款 1 項一般会計繰入金5,858万6,000円を計上しております。これは、平成29年度ベースで試算されていることから減額となっております。基盤安定に関しては、県4分の3、村4分の1の補助率となっております。

7 ページをお開き願います。歳出の主なものをご説明します。

1 款 1 項 1 目12節後期高齢者特定健診診査委託料133万6,000円を計上しております。令和2年度から高齢者医療のほうでも個別健診を行うこととして65万円ほど増額となっております。主に腎臓の機能を調べるもので、国保連を委託するものでございます。

続きまして、1 款 1 項 1 目13節後期高齢者医療システム賃借料184万8,000円を計上しております。これは青森電子計算センターのほうへ委託しております。

続きまして、8 ページ中段をお開き願います。

2 款 1 項 1 目後期高齢者医療広域連合納付金18節6,958万6,000円を計上しております。内訳は、事務費納付金が252万3,000円、保険料等納付金が3,394万2,000円、医療給付費等納付金3,312万1,000円となっております。保険料の納付金に関しても、29年度ベースの試算となっております。

以上で説明を終わります。

○久慈委員長 以上で、議案第20号、令和2年度蓬田村学校給食センター特別会計予算（案）から議案第24号、令和2年度蓬田村後期高齢者医療特別会計予算（案）までの5案の説明は終わりました。

それでは、議案第19号、令和2年度蓬田村一般会計予算（案）を議題とします。

これより質疑を行います。質疑は分割して行います。

まず、27ページまでの歳入全般について質疑を行います。なお、質疑は簡素にお願いします。質疑ありませんか。1 番小鹿重一委員。

○小鹿委員 まず、14ページをお願いします。6 款 1 項 1 目の法人事業税交付金とありますけれども、これは今まではなかったということなのだけれども、これは法人ですから法人の税金のことだと思っただけだけれども、これはどういう場合に交付金が入ってくるのかお伺いします。

○久慈委員長 税務課長。

○川崎税務課長 法人事業税交付金ですけれども、これは法人事業税というのは、県のほ

うで納められている事業税なのですけれども、当村では法人住民税ということで納めてもらっているわけですが、その中で令和元年の10月から法人税が法人税割で12.1%から8.4%に3.7%分の率が下がっております。その下がった分を補うために県の事業税のほうから約2%相当分が交付されることとなっております。それで、この分の県のほうから試算された部分の39万5,000円を計上しております。以上です。

○久慈委員長 1番小鹿重一委員。

○小鹿委員 同じページの8款1項1目の自動車税環境性能割交付金と、これは自動車取得税から変わるものだという説明であったと思うのだけれども、要は、この税が単純に名前が変わったものなのか、こうなったことによって交付額に違いが出てくるのかお伺いします。

○久慈委員長 税務課長。

○川崎税務課長 8款のこの自動車税環境性能割交付金でありますけれども、これは普通自動車の部分、軽自動車は軽自動車のほうで環境性能割というのがあって賦課されております。それで、これは令和元年10月1日から県のほうで徴収するわけですけれども、これは自動車取得税が交付されていたかわりに交付されるものですが、自動車の性能、それこそCO<sub>2</sub>の削減とか燃費の問題、いろいろなものが考慮されて税率がそれぞれ決まっているわけですけれども、この交付金額については村の道路の延長や面積、それを勘案して交付されるものであります。以上です。

○久慈委員長 ほかにありませんか。4番柿崎裕二委員。

○柿崎委員 19ページをお願いします。14款4目の4節になります。公立高校情報通信ネットワーク環境施設整備補助事業金、この中で通信ネットワーク、要するにタブレットとかそういうものを整備していくという説明は受けたのですが、以前、我々議会のほうで視察したところ、教室で授業を行った際にネットワークが不備で、職員室、教員のほうへのネットワークができていない状態だということを伺いました。それも含めて、教室、生徒、教室、教室から職員室、みんなそれがネットワークでつながるまでの事業をこれで計画するというところでよろしいのでしょうか。

○久慈委員長 教育課長。

○木村教育課長 まず、これについてはWi-Fi環境を校内全て届くように整備するものでございます。それと、あと充電保管庫を整備するという、それとタブレット購入ということになってございます。以上です。

○久慈委員長 もう一度、4番柿崎裕二委員。

○柿崎委員 Wi-Fiネットワークを設備すると。もう少し聞きたいところは、職員室のパソコンと教室のパソコンが以前リンクしていないという話がありました。それは今回のこの事業でつながるのでしょうかという質問になります。

○久慈委員長 暫時休憩に入ります。

午前10時14分 休憩

---

午前10時15分 再開

○久慈委員長 休憩を取り消します。

教育課長。

○木村教育課長 校内全てWi-Fi環境をつながるように整備するものでございますので、当然、職員室ともそういうものはつながるといふことであります。

○久慈委員長 ほか、ありませんか。6番吉田 勉委員、どうぞ。

○吉田委員 25ページの下段、諸収入の中の貸付金の元利収入で、2番目の鳥獣被害防止対策協議会貸付金償還金の収入とありますけれども、これは何年も前から載っているのですけれども、具体的にどういうふうな目的で使って、去年はもう19万5,000円の返済になっているのですけれども、毎年月によって違うのか、どういうふうになっているのかを説明してください。

○久慈委員長 産業振興課長。

○高田産業振興課長 これの鳥獣被害防止対策協議会そのものは国庫補助事業でして、国費をもらう、国費が来るのが大分おくれますので、その間貸し付けるお金です。その後、それをもちまして運営してもらっているのですが、国費が入った後に精算してもらってこの歳入に返してもらっています。よろしいでしょうか。以上です。

○久慈委員長 次に、1番小鹿重一委員、どうぞ。

○小鹿委員 同じページの一番下のことですけれども、多重債務者対策預託収入と、多重債務者ですからわかりますけれども、これはどういうような流れでこの預託金収入というのが入ってくるのかお伺いします。

○久慈委員長 住民課長。

○佐藤住民課長 お答えします。

これは企業に対して、村内企業の人に対して、県、市町村で支援するものであります。

個人の限度額は最大で250万円となっているものになっています。それは消費者生活信用組合が元締めとなって、今年度利用していなければ、その次の年は25万円、もしことし利用があれば、最大村として40万円を支給して対応できるものとなっているものでございます。よろしいでしょうか。

○久慈委員長 1番小鹿重一委員。

○小鹿委員 大体わかりましたけれども、企業に対してということですよ。個人は対象でないと、そういう意味なのですか。

○久慈委員長 住民課長。

○佐藤住民課長 企業というか、企業もありますし、企業でというか、個人もありますけれども、個人で経営している方も該当にはなりません。それで支援を、県と村とで支援するというので、先ほどしゃべったものが、個人で限度額が最大250万円までということになっていますので、村としては今年度もし利用があれば、来年度の予算であれば40万円が最大で貸し付けできるということですので、よろしくをお願いします。

○久慈委員長 よろしいでしょうか。（「もう1点」の声あり）1番小鹿重一委員、どうぞ。

○小鹿委員 26ページをお願いします。ここの雑入の中の右のポツの真ん中辺ですけども、原子力施設立地振興対策事業助成金1,400万円とありますけれども、この助成金の用途の縛りはありますか。お伺いします。

○久慈委員長 総務課長。

○小松総務課長 これは原子力施設の立地振興対策事業助成金ということで、縛りは比較的緩いとたしかになっているはずで、例えば何かの事業をやるためのお金に充当とかになる形になっておりまして、今現在、歳出で予算化されているものの中でも、その部分が充当されています。去年でいえば、例えばスポーツトラクター、教育委員会で買いましたけれども、ああいうのに財源として充当されているものであります。以上です。

○久慈委員長 ほか。5番森 弘美委員。

○森委員 27ページの中段にありますけれども、除雪ドーザ購入事業債、これはきのうの説明では、25年たっているから、11トンクラスのドーザを1台、それで2,600万円というのが余りにも高額なので、どういう装備がついて、どのようなドーザなのか、お願いします。

○久慈委員長 建設課長。

○稲葉建設課長 11トン級のこのお金に対しては、業者から見積もりをもらった額を計上しております。ドーザにはバケットと11トン級のドーザと、あとサイドスライドアングリングのプラウも計上して、あとチェーンとかも計上しております。以上です。

○久慈委員長 よろしいでしょうか。ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○久慈委員長 ないようですので、次に歳出に入ります。議会費、総務費で28ページから49ページまでの質疑を行います。2番川崎憲二委員。

○川崎委員 33ページの2款総務費の1の報酬のところ、新庁舎建設検討委員会委員報酬とありますけれども、これは今年度にその委員会を立ち上げるということによろしいでしょうか。

○久慈委員長 総務課長。

○小松総務課長 これは当初予算の審議なので、今年度ではなくて来年度です。令和2年度には蓬田村役場庁舎建設検討委員会というものを一応立ち上げる予定でございます。委員の数は最大で15名程度で、内容としては議会の議員も含んで数名、それからJAさんとかそういう各種団体、それから消防団、それから連合自治会、社会福祉協議会等々、一応要綱で3月、この予算が通れば3月中には要綱を交付して、4月以降、そういう形の検討委員会を開きたいというふうなことを考えております。以上です。

○久慈委員長 2番川崎憲二委員。

○川崎委員 大変いいことだと思いますので、早期に進めてもらいたいと思います。

続きまして、34ページの12節の委託料の一番下なのですけれども、公共施設個別施設計画策定の業務委託料とありますけれども、これをちょっと、中身がわからないので、その辺説明をお願いいたします。

○久慈委員長 総務課長。

○小松総務課長 公共施設個別施設計画策定業務委託料ということで、これは公共施設ですので、役場で持っている建物であります。例えば役場の庁舎も含まれますし、ふるさと総合センターとか、トレーニングセンター、それから消防の分団とかもありますし、いきいき交流館とかも含まれております。それで、今最大の数を挙げて895万4,000円ということで見積もりをもらっておりましたので、その部分を計上してございますが、教育委員会、例えば小学校、中学校に関しては、おのおの別にまた個別の計画がつけられる予定がありますので、そうなるところからは除外されると。

内容としては、建物の結局、健康診断ですね。例えば築何年たっていて、例えばどここの場所のどこどこが悪いとか、どこどこを直さなきゃいけないとかというのを、一応一施設ごとに判定をしてもらって、それをもとに例えば整備するのであれば優先順位をつけてやるとか、そういうもとになる計画を策定するための基礎になるものであります。以上であります。

○久慈委員長 ほか、質問ありますか。1番小鹿重一委員。

○小鹿委員 35ページをお願いします。この一番上の委託料でございますけれども、新庁舎建設基本計画概要版作成業務委託料50万円とありますけれども、概要版というイメージはまずどのようなものなのか。それから、どこに業務を委託するのか。それから、期間が、時間といたしますか、どれくらいでできるものなのかお伺いします。

○久慈委員長 総務課長。

○小松総務課長 庁舎の建設基本計画の概要版ということでありましてけれども、イメージとしては、例えば面積をどのぐらいにするとか、場所はどことどこどこにしたほうがいいとか、あとその機能としてこういう機能をつけたほうがいいのか、そういうその施設、役場の庁舎を建てるに当たっての条件づけをするためのものの設計ということを考えております。

業者はもちろん建設業者さんとかコンサルじゃないとちょっとできませんので、設計業者さんとかになると思いますけれども、あと期間としては、ある程度その検討委員会にかける前に、できればそういうのをつくって、それも一応参考にさせたいと思っていますので、ちょっと納期まではここに手持ちがありませんのでわかりませんが、そんなにはかからない、概要版ですので、あるものを分析してどうこうじゃなくて、これからつくるものをこういう形にしたいのでということの取りまとめをってもらう形になると思いますので、そんなに時間はかからないと思います。以上であります。

○久慈委員長 8番木村 修委員。

○木村委員 35ページ、同じページ、一番下ですけれども、マイナンバーカード関連事務交付金について伺います。31年度の当初予算、約62万円、そして30年度の決算は、30年度の当初予算が72万円で決算が22万6,000円しか出ておりません。今回およそ166万円、100万円ほど多く見ているのですけれども、その内訳というか、説明をお願いいたします。

○久慈委員長 総務課長。

○小松総務課長 マイナンバーカードについては、総務省からできるだけマイナンバーカードを交付を推奨してくださいということで要請が来ております。また、今後その保険証とか、そういう身分証明書なるものにひもづけもされるようになりますし、どんどん推進していただくということがありましたので、それも含めての予算額の計上となっております。以上です。

○久慈委員長 8番木村 修委員。

○木村委員 今現在、蓬田村のそのマイナンバーカードの交付率というのですか、交付枚数ですか、交付率は何%ぐらいになっているのか。もしわかっていたら伺いたします。

○久慈委員長 暫時休憩をします。

午前10時29分 休憩

---

午前10時32分 再開

○久慈委員長 休憩を取り消します。

住民課長。

○佐藤住民課長 お答えします。

今現在、村では292名の方がマイナンバーカードを取得しています。全体では2,811名なので、割り返すと10.3%となっております。以上です。

○久慈委員長 8番木村 修委員。

○木村委員 非常に少ないと思います。パーセントが非常に少ないと思います。これ、今予算かなり多く見たのだけれども、どういうぐあいにして、何ていうのだろう、交付しようとしておりますか。他町村はもっとパーセンテージも上がっていると思うのですけれども、ちょっと極端に少ないんじゃないですか。担当者の方、どういうふうにか伺います。

○久慈委員長 総務課長。

○小松総務課長 まず、お断りしておきます。この交付金に関しては事務費の交付金でありまして、カードを発行した枚数に対して来るものではありませんので、まずそこはひとつご理解願います。

あと、少ないのは重々承知しておりまして、職員にも必ずとりなさいということでは来ていますけれども、なかなかその、大体通知カード自体、渡ったカード自体がずっと、

結構また何年もたっていて、例えばそれには実際の番号が書いております、その人の12桁のですね。そういう番号とかも多分入力しないといけない形になりますので、例えばそれを探すところから始まったりして、例えば申請するにしてもやはり手間がかかると、どうしても今すぐ使うものでなければ後回しになると。写真もどうしても必要でありますので、最近のスマートフォンとかであれば写真を撮ったまま、そのまま申請も可能でありますので、若い方々はそういう形で作成している方もいます。

ただ、ある程度年齢を重ねている方になりますと、結局写真を撮りに行って、例えばそれを張りつけて申請をすると、そういうことがありますので、どうしてもおっくうになっているというのが多分一番大きなところだと思いますので、なるべく広報とかでもやりながら、いずれそのマイナンバーカードを総務省がいろいろ使うということがわかっておりますので、なるべく普及はさせたいと思っていました。以上であります。

○久慈委員長 8番木村 修委員。

○木村委員 これは通知カード、本人に行くと思うのですけれども、それはマイナンバーカードを得るために通知カードをまず提出しなければならないわけですが、その通知カードはいつまで持っていて、例えば10年ぐらいもう、自分で申請しなくてもいいものなのかどうか。何だか今の状況を見れば、マイナンバーカードを政府で出したのですけれども、利用する価値が低いというか、なければなくてもいいような感じだから少ないと思うのですけれども、もっと何かこう、利用価値が高いものであれば、こういう状況ではないと思うのですけれども、その通知カード、ずっと黙って持っていて、別に何ら、いいのかどうか、その辺お伺いします。

○久慈委員長 総務課長。今、済みません、4回目でございますけれども、総務課長、答弁いいですか。

○小松総務課長 通知カードにはたしか有効期限とかはないはずでありまして、個人個人に12桁の番号が振られているのです。それがなくなるまで有効でありますので、そのままであっても別に何ら支障はないということが多分1つと、それから身分証明のかわりになるということで、そのマイナンバーカードの前段の住基カードという制度がありましたけれども、結果的にはその2次利用ができない部分で、カードを幾ら新しいものをつくってもなかなか普及しないと。

今回はそれを踏まえて、例えば医療機関の医療データにひもづけするために保険証がわりにするとか、あとそれがあると住民票とかそういう行政サイドの部分のサービスが

受けられるとか、もうちょっと進んでいきますと、ポイントがついて、その何らかの見返りがあるということも考えているようですので、今後はそういうのを前面に押し出して普及させるのが手っ取り早いのかなというふうには考えております。以上です。

○久慈委員長 7番坂本 豊委員。

○坂本委員 31ページの給与システム賃借料130万円についてお聞きしますけれども、その金額というのは毎年変わるものなのでしょうか。

○久慈委員長 総務課長。

○小松総務課長 13節の給与システム賃借料のことでいいんですね。130万5,000円の話。給与システムに関しては、今はちょうどシステムの入れかえがありまして、今年度使っているシステムから新しいシステムのほうに移行をする予定であります。なので、昨年度の予算額とは若干予算額、令和2年度はちょっと額が変更になっておりますので、今まで普通の職員だけでよかったのですけれども、令和2年度からは会計年度任用職員の部分が入ってきましたので、その部分を改修も兼ねてシステムを入れかえたということがありますので、金額は多少ふえてございます。以上であります。

○久慈委員長 6番吉田 勉委員。

○吉田委員 32ページの一般管理費の一番下の寄附金ですけれども、豪雨災害見舞金で10万円計上していますけれども、これについては私が前に質問したとき、見舞金の支出規定がないということという答弁をいただいたのですけれども、今回制定したということでしょうか。

○久慈委員長 総務課長。

○小松総務課長 この豪雨災害見舞金ということで、寄附金扱いにはなっております。多分その前回の話でいく、その規定がないというのは、例えば村内の方での豪雨災害とかのやつではないとかという話だと思うのですが、これはあくまでも他県の県単位とか、県内でない、地元でない部分に関しての見舞いをした場合の予算をとっておるところであります。以上です。

○久慈委員長 6番吉田 勉委員。

○吉田委員 他県ということですね。県内、村内ということではないという答弁と受け取りましたけれども、去年、昨年度でしたっけ、どこかの県に10万円支出した、村長は多分記憶があると思いますけれども、その際、私が聞いたときは、世話になったとか、村には支出の規定はないけれども、特別にという話があったと思っっているのですけれど

も、その辺について。

○久慈委員長 村長。

○久慈村長 この見舞いに関しましては、大規模災害があつて、それに対して町村会を通して、この10万円の寄附をしています。この10万円について、二、三年前というのは、熊本地震があつたときに町村会を通してこれを、東郡の町村が皆まとまって10万円ずつ寄附したという経緯があります。それをなぜそうするのかということになれば、結局は東日本大震災という形で他県からもたくさん寄附を受けたということがあつて、それで町村会そのものが音頭をとりながらお返しすると言へばおかしい話ですけれども、お互いにそういう見舞金で何とか、県の町村会を通じてやる、それは日赤まで行っていたかな、日赤には行かないと思っていました。町村会を通じて、その町村会同士でやっていると、そういうシステムですので、例えば外ヶ浜はやっているものではありませんとか、私はそういうことは余りしたくないというので、予算計上をさせてもらっています。以上です。

○久慈委員長 6番吉田 勉委員。

○吉田委員 これには反対しているわけではないのですけれども、前にやったときも10万円、極端な話は、1回分なわけですよ。補正で町村会のほうで、昨年みたいにいろいろな地域で被害があつた場合、あつちにもこつちにもとなるということも考えられるので、あえて聞いてみたのですけれども、その場合は補正で対応ということになるのでしょうか。

○久慈委員長 村長。

○久慈村長 昨年の災害について、私、ちょっと今、県の町村会の役員をやっていませんので、ちょっと中身についてはわかりませんが、ただ、説明があつた中では各町村で寄附をいただいて、15号の被害と19号の被害では場所が違うというので、千葉とか、あるいは静岡だとか、それに分けたというふうに聞いています。ですので、単純にそこに10万円ずつ出したんじゃないなくて、10万円の寄附を受けた場合は、被害のあつた町村のその規模に応じてというんですかね、そういった形で分けてやっているという、そういう中身になっています。（「わかりました」の声あり）

○久慈委員長 7番坂本 豊委員。

○坂本委員 35ページをお願いします。工事請負費の中に庁舎駐車場舗装補修工事費と13万2,000円ありますが、どこを補修するのか、お答え願います。

○久慈委員長 総務課長。

○小松総務課長 役場の周りにある舗装の部分ですけれども、大分穴があいたりひびが入ったりして傷んできています。なので、この時点では雪が降った後のことまではちょっと考えておりませんでしたので、秋、雪が降るぐらいのときにあった穴とか、そういう大きな部分はある程度埋めたいということで考えております。全面ではなくて部分的に改修すると、補修するというように考えておりました。以上です。

○久慈委員長 7番坂本 豊委員。

○坂本委員 それで、駐車場の件なのですが、最近、役場の前の駐車場がすごく狭い。本当にほとんど余裕がない状態で、以前は海岸のほうも利用していたのではないかなと思っていたのですが、今何か、最近使われていない、何か理由があるのか。また、来庁者が多い場合は、駐車場をちょっと探すのに苦労するような状態が続いているので、近隣のあいている土地とかをお借りして駐車場にできないのかどうかも含めて、お答えをお願いします。

○久慈委員長 総務課長。

○小松総務課長 海側の駐車、寺の下の駐車場の場所ですけれども、利用していないわけではございません。あそこもちゃんととめている人がおります。それから、役場の前の駐車場ですけれども、ある程度前のほうの、前面のほうはいつもあけているはずで、職員がとめているわけではないので。あと、今の時期でいくと、申告とかの時期になると、やはり車が混み合います。それで、今の青銀さんのATMある前は、2列ともたしか本来は外来用の駐車スペースとしてあけているはずですし、あと出納室側のところも1列はいつもあいていると考えておりました。それ以外は職員の駐車場として番号を振って各自、自分の場所へ駐車するようにはしておりますので、ということがまず1点。

それから、混んでいる場合はどうするかということですが、近隣のところを借りるということではありますが、ちょっとそういう土地もないので、結果的には役場の職員の中から、また寺の下のほうに何人かまた移動してもらって前のほうをあけるとか、そういう形に対応せざるを得ないのかなと今のところは考えております。以上です。

○久慈委員長 7番坂本 豊委員。

○坂本委員 何か近くにも空き地が見受けられるのですが、そういう場所というのは対象にならないのか。相手のあることですし、もしできれば答弁をお願いします。

○久慈委員長 総務課長。

○小松総務課長 わざわざその周りのあいているところよりも、寺の下のほうは役場のほうで借りている部分で舗装もされておりますので、まずそちらのほうに職員のほうを移動してからのほうがよいのかなと考えております。以上です。

○久慈委員長 4番柿崎裕二委員。

○柿崎委員 39ページになります。企画費の中の工事請負費のところですか。上段です。グリーンタウン水路改修工事費でありますけれども、この改修工事はどの辺までの改修工事なのか説明願えますか。

○久慈委員長 総務課長。

○小松総務課長 グリーンタウンの水路改修工事でありますけれども、グリーンタウンの水路というのは、グリーンタウンを南北に分けております真ん中に走っている水路、上流から下流のほうに排水を流すための水路ですけれども、その水路がやはり土とか草とかがかぶさっておりますと流れが悪いです。夏場になるとおおいも発生するおそれがありますので、それを山のほうから海のほうへ流れをよくするための工事をするものであります。以上です。

○久慈委員長 4番柿崎裕二委員。

○柿崎委員 その水路ですが、雪のない間に何度か見に行きましたけれども、ほとんどその流れがない、水もたまっていないような状態の水路だと確認しております。この改修工事は何年に一度とかの定期的に行われているものか、ここが1点と、このグリーンタウンに以前、私が四、五年前に消火設備が足りないんじゃないかということで、防火水槽を今のグリーンタウンの集会所、よもっと、ぐっと町会の集会所ですか、の付近の駐車場に1基貯水槽を設けたと思っております。ただ、消防団の訓練もあそこで何度かしまして、物すごく水利が悪い場所だということは確認しておりますので、この水路を改修工事、こういうふうにするのであれば、その水路の下に貯水槽を埋め込むようなことも考えられないのかということを一つ質問したいと思います。

○久慈委員長 総務課長。

○小松総務課長 まず、1点目でありますけれども、今までやったことがあるのか、定期的に行っているのかということですが、今までは1回もやったことがございません。土をとったりするのは何か過去に1回あるみたいですが、大がかりに変えるというのは、今回が初めてでございます。

それから、その防火水槽を埋め込みするとかという話ですけれども、2年度の予算に

関しては、その防火水槽をつくれる石油の立地交付金という交付金を使って、可搬式のポンプの購入にそれを充当しておりますので、今、令和2年度でするとなると、単費でつくらないといけないというのがまず1点。

それから、今そこまでを考えていなくて、水路の水の流れをよくするためだけの工事ということで設計させておりますので、実際そういう防火水槽なり貯水槽なりをつくるとなると、全然また話が変わってくるので、工事費自体も多分変わってくると思いますので、そこまでなると、ちょっとまた予算のとり直しということになりますので、とりあえず今の場合は、その水路のところとその道路の間までもちょっと斜めになって空き地がありますので、もしそういう状況が整えば、そういうところにでも後づけでも防火水槽なりをつくれるのかなということ、今のところ検討しないといけないのかなとは思いますが、今のこの工事の部分に関してはちょっと一緒にやるということではできかねる案件ですので、今後検討したいと思います。以上です。

○久慈委員長 4番柿崎委員。

○柿崎委員 予算的な問題でもそれを計上していないので、今年度は無理ということの答弁ではありますが、国の今の国土強靱化の事業の中に、消防に関しての項目がありまして、その中に貯水槽の工事も含まれております。これはぜひそれを申請、計画を立てて申請するような形をとれば、実現可能なことだと思います。その辺をもう一度よく調べてみて検討できないかということをお願いします。それが可能なのか、全く無理なのか、答弁をお願いします。

○久慈委員長 総務課長。

○小松総務課長 今ちょっと国土強靱化の話、計画の話、出ましたけれども、一般質問にも出ているわけで、今ちょっと全部を答えてしまうと、一般質問の答弁のほうに中身がなくなってしまうので、今はあえては触れませんが、その強靱化自体のその事業が、今すぐ使えるか使えないかということと、今すぐは使えませんので、簡単にその、今申請して、ことし申請して、ことしすぐ認可を受けて予算がつくという形ではないので、それはそれとして検討した上での、今後の計画としてはつくれるとは思いますが、今すぐ計画しなさいということにはちょっとなりませんので、行く行くは検討したいと思います。以上です。

○久慈委員長 6番吉田 勉委員。

○吉田委員 36ページの交通安全対策費の中段ですけれども、工事請負費80万円で交通安

全施設設置工事費となっていますけれども、具体的にどこの地域で何をつくるのか教えてください。

○久慈委員長 総務課長。

○小松総務課長 これは皆さんよく目にしておりますカーブミラーとか、あと停止線の白線、あと「とまれ」とかそういう標示、そういう部分の古くなって機能を果たさなくなったものとか、とれてしまったものとか、そういうのを直すために、一応年間を通して80万円の枠で工事をしようということで、上限として80万円の予算をとっております。以上です。

○久慈委員長 ほかに質問ありませんか。ないようですので、次に、民生費、衛生費、労働費で49ページから64ページまでの質疑を行います。8番木村 修委員。

○木村委員 53ページをお願いします。老人福祉費の繰出金でありますけれども、そのポツの間あたりですけれども、低所得者の介護保険料の繰出金でありますけれども、これは30年度、そして31年度当初予算で約100万円前後、30年度の決算も99万円ぐらいになっています。今回、おおよそ300万円ほどふえていますけれども、これのその説明をお願いします。

○久慈委員長 住民課長。

○佐藤住民課長 お答えします。

30年度の6月議会だと思えますけれども、国より示されて、1段階から3段階のところを軽減措置をとっているところがございます。その1段階から3段階のところじゃあどういうことになっているかといいますと、1段階では3万600円を245名の方が歳出でもって対応しています。その分の2段階では5万1,000円の125名、3段階では5万9,160円が80名というので、軽減措置をとっているのです。それが国のほうに交付金として申請をしている、この人数と額でもって申請している額になっているところがございます。

○久慈委員長 8番木村委員。

○木村委員 結局、ことしは対象者は何名ぐらい見ているのか。それから、蓬田村の低所得者として認定する基準はどのようになっているか。もしわかりましたら教えてください。

○久慈委員長 住民課長。

○佐藤住民課長 ことしは村内では450名の方が該当になって、この低所得者介護保険料

の軽減の繰出金のほうに該当しております。その中身ですけれども、1段階では生活保護の受給者、それから村民税の非課税、老齢年金世帯の方が該当で、本人の収入が80万円以下の方が1段階としては該当です。2段階では世帯全体で村民税非課税で、年金の収入が80万円以上120万円以下の方が該当です。3段階の人は世帯全体で村民税非課税で、1段階、2段階に該当しないということです、そこに当てはまらない方が該当になっているところがございます。以上です。

○久慈委員長 よろしいですか。4番柿崎委員。

○柿崎委員 63ページをお願いします。4款の9目ふれあいセンター費の中の12節、ポツ2の蓬田村ふれあいセンター指定管理料2,365万円計上されております。昨年度から見ると、指定管理料が200万円ちょっと出ておりますが、その説明は我々、例月会の中で議員のほうでは説明を受けたのですが、村民の方も関心があることだと思いますので、その中身をもう一度ご説明願えますか。

○久慈委員長 健康福祉課長。

○高田健康福祉課長 蓬田村ふれあいセンターに係る指定管理料についてですけれども、令和元年度は2,140万円、令和2年度の当初予算として2,360万円を計上させていただきました。増額として225万円となっております。

増額した内訳としては、まず1点目として、消費税増税分、2点目として、最低賃金の引き上げ分、3点目としてレジオネラ対策分、4点目としては、来年度予定しております工事に伴う休業分の影響ということでございます。以上です。

○久慈委員長 4番柿崎委員。

○柿崎委員 今の増額の内容、説明でありますけれども、消費税の増額分、要するにことし10月から2%増額したと。それから、最低賃金に対してのものが今までたしか790円のもの、それに沿った価格まで引き上げるという内容だと思います。ですが、温泉の入浴利用料というものが350円のままずっと据え置きになっていると思っております。なぜ指定管理を受けている、そういうアシスト温泉の運営に当たって、国が上げた消費税を付加した入浴料にしないのか。そして、その従業員に対しても、国の規定が790円まで上がってきまして、それに対して、沿った価格を支払うと、そこまで経費をかけているのに、なぜ入浴料を上げないのか。

単純にこれを、この225万円の増額分だけで、単純に考えますと、約50円くらいの一入浴料を、50円くらいの値上げをしますと、そこを負担できる金額、要するに指定管理

料を値上げしなくても運営できる金額まで届くと思うのですが、そこの説明をよろしく  
お願いします。

○久慈委員長 健康福祉課長。

○高田健康福祉課長 委員おっしゃられるとおり、村が負担する増額分についての収入に  
対する影響を入浴料で賄うという方法も1つの方法だと思いますが、ふれあいセンター  
温泉については、村の福祉施設、住民サービスを伴う施設であるということが1つと、  
まず村外に対する観光拠点でもあるということが1つです。

あと、その入浴料の増額を考える上では、その地域、近隣のそういう同じような施設  
との利用料金等の均衡という部分も含まれておりますので、安易にその入浴料を上げる  
という判断には至らないところでございます。

ただし、今後、アシストの運営上、村の財政上、そこについても手をつけなければい  
けないという状況になった場合は、また検討して考えたいというふうに考えてございま  
す。以上です。

○久慈委員長 柿崎委員。

○柿崎委員 今の答弁の中に、近隣町村の中でもある程度足並みをそろえていきたい、ま  
して村でやっています、その事業の中で村民の健康・憩いの場所だということで、その  
価格を維持したいということは理解しますが、年間約5万人の来場者があり、この東郡  
地区の温泉施設の中ではパイオニア的な存在、要するにリードしていかなければいけな  
い立場の温泉施設だと私は思っております。

その中で、これだけの350円という低価格で運営していて、また225万円の増額がなけ  
れば運営できない、指定管理料をふやしてでも運営したいということで申し出ているわ  
けですが、そういう50円の負担額を持っていけば、これだけ今まで何億というお金の設  
備投資をかけて、新しい設備をして、どこよりもいい設備だと自負しております。それ  
だけ手を入れて、なおかつ消費税までも負担して運営するという事は、営業上、民間  
では当然考えられない。ましてこれはもらっていて当然の処置だと思いますので、  
その辺をもう少し加味して前向きにこれから検討していただきたいと思います。

○久慈委員長 村長。

○久慈村長 私が手を挙げましたのは、やはり社長としてのこともございますので、その  
辺はお答えしたいと思います。

やはり1つには、消費税が2%上がった、2%対策とは何やというお話ではないと思

います。風呂賃だけに消費税がかかるわけじゃなくて、生活全体にかかってくるわけで、それに本当は上げてとんとんにするというのが一番理想的なことはわかっています。でも、やはり村民負担がふえてくることによって、またそれで例えばの話、1週間に3回入る人であれば、50円であれば、三五、十五、150円、4回であれば200円という負担になるわけですので、できれば今すぐ、10月に上がったのですけれども、また4月から上げるというふうには考えておりませんでした。

できればそこは、住民のやはり健康増進、あるいは福祉の増進、それからやはり1つは、よもぎ温泉にたくさんの人に来てもらいたいという、5万人のものが6万人になるようにという考え方をしながら、やはりそれを運営していきたいということで、当面上げないと。でも、今言われたように、周りの例えば外ヶ浜、今別、あるいは三厩、青森市内、上げるとなれば、我々もそれに対して検討しなきゃいけないと、こう思っていますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○久慈委員長 2番川崎委員。委員長から、済みませんが、質問は簡素にお願いいたします。

○川崎委員 51ページの民生費の18節の負担金補助及び交付金ということで、蓬田村社会福祉協議会の補助金774万5,000円とあります。昨年でいくと、多分1,200万円ぐらいあったと思いますけれども、この減ったのと、あとその社会福祉協議会というのは、何か利益を出しているのか、補助金だけで運営しているのか、その辺もちょっとお聞きしたいのですが。

○久慈委員長 健康福祉課長。

○高田健康福祉課長 答えします。

昨年度当初と比較して減額された部分については、職員1名分の人件費が介護保険で行う事業のほうに組み替えになっております。その分の減額です。

社会福祉協議会のその財政的なものについては、村の補助金のほかに、共同募金とか寄附とか、金額としては少ないですけれども、それも歳入としてあります。以上です。

○久慈委員長 2番川崎委員。

○川崎委員 事業費で人件費1名分補っているということですが、その事業の内容も、私もいろいろ聞いておりますけれども、この福祉協議会はいろいろ言われている部分もありまして、できればその協議会でやはり利益を出しながら運営していくのが当然だと思いますので、今やっている事業を役場なり、てこ入れしながら、一緒にみんなでま

た盛り上げて、そういうのを地域住民のためにやっていければなと思いますので、その辺もまた要望として、いろいろ協力してやっていってくださいということです。以上です。

○久慈委員長 7番坂本委員。

○坂本委員 61ページの診療所費のことでお聞きしますが、修繕料が177万4,000円計上されていますが、私は、どこを修繕するのか、ちょっと説明を聞いていなかったものですから。

○久慈委員長 健康福祉課長。

○高田健康福祉課長 診療所の修繕料177万4,000円ですけれども、修繕の箇所としては、診療所にあります浄化槽内部のほうで、その水漏れが発見されました。その水漏れをとめるための修繕料でございます。その水漏れをとめる部分については百二十万ちょっとぐらいなのですけれども、あとの50万円については、年間計画される小破的なものに対しての予算でございます。以上です。

○久慈委員長 7番坂本委員。

○坂本委員 私、以前、診療所の外壁のほうはかなりくたびれてひびが入っているような感じがあったので、修繕が必要ではないかという質問をしたのですが、診療所のほうからは必要ないという答弁があったということで、やはりこれはこのままで、まだ要望といるのが全くないのかどうか。再度お聞きします。

○久慈委員長 健康福祉課長。

○高田健康福祉課長 現在のところ、診療所側からの要望はございませんが、建設されてから既に長年経過しておりますので、村の計画としても今後はその辺がどういうふうにか考えるかという検討課題にはなるかと思えます。以上です。

○久慈委員長 6番吉田委員。

○吉田委員 52ページの老人福祉費の一番下ですけれども、扶助費で老人保護措置費という項目がありますけれども、これは具体的に何を考えているのか、どういうことをやるのか、お願いします。

○久慈委員長 健康福祉課長。

○高田健康福祉課長 老人保護措置費ですけれども、現在、村で2名の方が養護老人ホームに入所しております。その入所に対する措置費でございます。以上です。

○久慈委員長 ほかに質問ありますか。7番坂本委員。

○坂本委員 63ページの同じくふれあいセンターの指定管理料について、もう1回お聞きしますが、先般、説明を受けたわけですが、私、この指定管理料の中に、先ほど説明したように、225万円増額があったわけですが、実際、昨年1カ月ほど営業を停止していたので、その売上金というのは約170万円ほどだということで、経費もあるので、差し引きしますとそれほどの損失は出ていないのかなと思うわけですが、昨年と同じ金額の指定管理料で経営的には赤字ではないということなのかどうか、お答えを願えればと思います。

○久慈委員長 村長。

○久慈村長 私も社長ということで経理内容を見させていただいていますので、その内容でご説明申し上げたいと思います。

昨年度の委託料でほぼとんでは回ります。ということですが、レジオネラ菌によって百七十万何がしのやはり損失が出たということによって、その分はマイナスになってことしになります。ただ、そのマイナスになった分で資金繰りが悪くなることは、これはあります。それで、その分については会社でというか、それは準備して、第三セクターとか村でとか、そういうことでは補填する予定はないということであります。

ただ、今説明があったように、来年度の場合、指定管理委託をする側の経費を全て積み上げて、収入される見込みから差し引いて指定管理委託料を計算していますので、そういった細かい一つ一つの費目について、収入の費目、支出の費目について検討をした結果、そういう、このような額になったということでございますので、ご理解いただきたいと、こう思っています。以上です。

○久慈委員長 6番吉田委員。

○吉田委員 このふれあいセンターの増額分ですけれども、今まで何回かふれあいセンターとマルシェ、アシストの関連でお話があったのですけれども、温泉施設は基本的にずっと黒字で、マルシェのほうへ赤字の補填をするから両方ともアシストの経営が悪くなるという説明だったと思っています。

今年度の予算で副村長が査定して、マルシェの予算を大幅にふやして、副村長いわく、普通に経営していれば絶対赤字にならないというところまで増額しました。その中で、温泉のほうの黒字という部分をどのように捉えているのか。そして、これを増額するのはいいのですけれども、予算を執行するに当たって、必要でない部分をきちんと精査して、後で報告して、この部分はこれだけ使った、この部分はこれだけ使ったという報告

が欲しいと思います。

あと、もう一つは、作業員を常雇している、うちのほうでは蓬田養鶏とか、坂本養鶏さんとかは、この分を消費税の増税分も最低賃金の値上がり分も全部自分で、自分の経営の中で消化しています。安易に上がった分、そのまま村で補填するというのは、何かこう、余りしっくりきません。その辺についてお答えをお願いします。

○久慈委員長 村長。

○久慈村長 ご質問の趣旨というか、赤字にならないという話もありますけれども、1つは、やはりその指定管理委託というのは何ということからまず、そうなる話をしなきゃいけないということになります。それで、今おっしゃったように、例えば温泉が黒字であれば、マルシェの赤字に対して補填するということで、そのやっているということになれば、例えば指定管理委託事業というのは何かというのをもう1回見直し、言い直ししなきゃいけない。

なぜかというと、温泉の指定管理委託料と、マルシェなり、あるいは野球場の指定管理委託料でどういう経理内容になっているかをきちんと仕分けしなきゃいけないということがあります。指定管理委託をやって、例えばアシストではなくて違う民間の業者がやったら、それで赤字になったから我々は撤退しますというふうに言われても困るわけですから、やはりその管理を村が直営でやれば、まだまだ金がかかります。人件費だけでもパンクするぐらいかかります。でも、それを避けるために今のアシスト株式会社というのを平成6年ですか、につくったようでございますので、それをそのまま私は活用していくということを考えています。

ですので、今やっている、副村長が言ったように、赤字にはならないよ、普通にやっていたら赤字にはならないよということは、お互いのそういう指定管理をしたものについて、きちんと中身を精査しなきゃいけないよと。ただ、その1,700万円なら1,700万円、5年間なら5年間と、以前はそういうふうにやってきたわけですけども、赤字になっても、その内容については全く検討されてきませんでした。それは営業成績が悪いからだという形でやられてきました。多分、民間企業でいけば、350円ではだめなので400円にしましょうという形で、当然収入の拡大を図らなければ、施設の維持はできないというふうに思います。

私自身は先ほど、入浴料については350円のままでという、そういう話をしましたので、しておりますので、私はそういう形で今後進めて、きちんと指定管理委託制度とい

うのは何ということ、内容をやって、今言いましたように、後で報告できるような形にしたいと、こう思っていますので、よろしくお願いします。

○久慈委員長 6番吉田委員。

○吉田委員 ほかの一般の予算は残った場合、返ってきます。この指定管理委託料でこれほど経費がかからない場合は返ってくるのかというのが1点。

それから、同じくマルシェのほうも、消費税の増税分、最低賃金の引き上げ分、同じくかかってきます。その中で、マルシェのほうに全然手を加えないで、温泉のほうにだけ値上げするというのについても、お尋ねします。

○久慈委員長 村長。

○久慈村長 その中身につきましては、やはりその管理委託をします、例えば温泉について申し上げれば、1つは電気料が動きます。それから、もう一つは重油、燃料費が動きます。それで、例えば話をします。100円で例えば重油を見たのだけれども、60円でしたと。なれば、40円のその差額になるわけですね。その場合はやはり清算させるというのが正しいのかなと思います。ただ、事業をやっていると、そういう変動していくもの、そういったものを見越して中間、例えば現在の価格でとかというふうに見積もりを立てて、きちんとそれを委託してやるという内容が必要かと思います。特に、温泉の場合は燃料費1,000万円、電気料、例えば700万円というふうには、非常に大きい価格でそれは持っています。

ですので、例えば思ったより下がった場合は、やはりその委託料の中で清算、清算というわけじゃないけれども、見直ししなければいけないだろうと思っています。逆の場合もまたあり得るわけで、60円で見たら90円であったということで、それはおまえたちが引き受けたのだから、営業努力でそれをカバーしなさいと言っても、例えばそれはかなり難しい話だと、こう思っていますので、その辺は反映されるようにというのは、先ほど言いましたように、報告書の中で説明できるようにしたいと、こう思っております。以上です。（「マルシェの消費税について」の声あり）

○久慈委員長 村長。

○久慈村長 済みません、マルシェの消費税について、ちょっと聞き漏らしたものですから。マルシェの消費税というか、マルシェの場合、基本的には、自分たちの蓬田村の生産者がマルシェに物を持ち込んで売るわけです。それで、売って、その10%をマルシェが取ると、手数料として取るというふうになっています。例えば1,000万円の物を農家

の方々が持ち込めば、実は10%の消費税をそれにかけて、1,100万円で売らなきゃいけないのですけれども、それを1,000万円のまま売っています。したがって、じゃあその10%の分を誰が負担しているのかといたら、マルシェが負担しているのです、実は。

だから、そういったところの難しさもあるのですが、私としては、生産者にやはりそういうことを理解していただいて、それで生産者のほうが例えば10%の、私どものほうはその1,000万円なら1,000万円の物を生産者にお返ししますので、その返したものから本当は申告をして消費税でやっていただければ、本当は一番正しい方法だと、こう思っていますが、マルシェのほうに、マルシェの販売という形で来ますので、マルシェがその10%を負担しなきゃいけないという制度になっています。

そういったことで、今、生産者友の会をもう一度立ち上げて、その辺のところをきちんと理解してもらって、誰が負担するのか、どうするのか、やはりきちんとしなきゃいけないということで、先日、2月の20日でしたか、に生産者友の会をつくりたいのということで説明したところがございます。よろしいでしょうか。

○久慈委員長 暫時休憩いたします。

午前11時24分 休憩

---

午前11時28分 再開

○久慈委員長 それでは、暫時休憩を取り消します。

副村長。

○工藤副村長 アシストが行っている指定管理の関係につきましては、アシスト（株）からよもぎ温泉、マルシェ、それから野球場、それぞれ毎年度、次年度の予定、収入支出の予定額が提出され、役場においてそれぞれの担当課が精査をして、お互いの合意のもとに次年度の指定管理料を算定しております。

そして、よもぎ温泉については、今回予算額として計上いたしましたとおり、225万円、令和2年度において増加するというふうなことで提案させていただいておりますけれども、マルシェにつきましては、マルシェの販売事業が増加するという見込み等もありまして、そのほかの経費の移動等もありまして、令和元年度と令和2年度は同額でいいということで、アシストと村との合意がなったということで、今回同額をマルシェのほうは計上させていただいたということでございます。以上です。

○久慈委員長 答弁が終わりましたので、トイレタイムに入りますので、よろしくお願

します。

それでは、時間も押していますので、5分程度。

午前11時29分 休憩

---

午前11時34分 再開

○久慈委員長 休憩を取り消し、再開いたします。

次に、農林水産業費、商工費で64ページから76ページまでの質疑を行います。7番坂本委員。

○坂本委員 67ページをお願いします。下段のほうのライスセンターの機械修繕負担金234万円とあるわけですが、何かもみすり機の修繕と説明があったわけですが、昨年、荷受けしたもみを運ぶコンベヤーの調子が悪いということで、作業がなかなかはかどらなかったわけですが、このコンベヤーの修理とか、そういうことは助成なんかはできないものなのかどうか、ご答弁をお願いしたいわけです。

○久慈委員長 産業振興課長。

○高田産業振興課長 去年の搬入のローラーのモーターが故障したということで、1機とまっていたのですが、その原因を聞くと、老朽化していたので、前もって新しいものに変えたのだそうです。その変えたものが規格が小さくて動けなかった状態なのだそうです。ですので、今はもう規格に合ったものに取りかえてあるはずです。そこの搬入の部分は、今ライスセンターはうちのほうで指定管理をして、うちのほうの財産分とJAで持っている分とあるのですが、その搬入のほうは、昭和61年から始まっている部分は農協の持ち物です。山に向かって右側にある新しいほうは、村が建てて村で指定管理している部分です。搬入も、去年とまったローラーの部分、搬入の部分は、JAがその部分を責任を持って直す、直して秋の稼働に向ける予定です。以上です。

○久慈委員長 続きまして、2番川崎委員。

○川崎委員 同じ関連なのですが、そのライスセンターの機械の修繕、もみすりということでしたけれども、先ほど言ったとおり、農協の持ち物と指定管理の部分、2つもみすり機があるのですが、今の説明でいくと、そのもみすり機は指定管理部分のほうで、それを修理ということで、ことし稼働した部分をまた修理ということではよろしいのでしょうか。

○久慈委員長 産業振興課長。

○高田産業振興課長 今予算計上させてもらっています修繕分は、村の持ち物の施設分のもみすり機です。内容的にはコントロールパネルが故障しましたので、そこを修繕する予定です。契約上、指定管理の契約上、相互相談して決めましょうということでしたので、全額ではなく、製品そのものは村で、それを修理する手数料はJAでということで取り決めしております。以上です。

○久慈委員長 2番川崎委員。

○川崎委員 そのライスセンター、いろいろ一般質問等でも出ていますけれども、このライスセンター、仮になくなるということになりますと、かなり農家のまず米作付、水稻農家の方がかなり、大変な被害をこうむるということなので、もともと2機ある、そのもみすり機、1機はもう故障して使えないと。今現状使用しているもみすり機ももう、平成11年に多分やっているもので、もう20年ぐらいたっていると思います。ですので、今後またそういう故障、別なところが故障するということもありますので、やはり早期に農協なり、進めて、新設のほうも早めに手をかけて、生産者のほうに迷惑がかからないように、できればいいかなと思いますので、そこを要望していろいろ詰めてもらいたいなと思います。以上です。

○久慈委員長 1番小鹿委員。

○小鹿委員 同じ67ページの今のところの中段ぐらいですけども、多面的機能支払交付金6,181万1,000円、これの中に長寿命化も入っていると思うのだけれども、それはそれとして、いわゆる支払いの関係でございます。どうしても田んぼの用排水路の関係とかとなれば、もう4月から作業を開始するわけで、従前どおりの7月ごろじゃないとこれが入ってこないということになれば、作業賃金が払えないというのが去年も話になっているわけで、ことしも全く同じような状況なのか。

当地区の例を申し上げれば、それがかなわないので、自治会でお金を200万円貸して、それを賃金にしているという現状です。ですから、村の4分の1の分だけでも早期に支払うことが、去年であればそれはだめよというような話であったのだけれども、またことしも同じ状態なのかお伺いします。

○久慈委員長 産業振興課長。

○高田産業振興課長 お答えします。

この多面的機能支払事業は国庫補助事業ですので、やはり交付決定前着工というのは、返還にも、生ずるほどの重大なことです。そこはやはり間違いは犯せない。今、

この流れからいきますと、ことしと同じ流れになってしまいます。以上です。

○久慈委員長 1番小鹿委員。

○小鹿委員 ただ1つだけ確認しておきたいのは、冒頭申し上げたように、水土里保全隊の作業の中でやっている田んぼのいわゆる用排水路の保全、田んぼをつくっていくということ考えたときに、これを例えば事前着工はだめよとなって、じゃあ7月、8月に用排水路をやればいいのかと、そういったことはない、そういうことは考えられません。ですから、そこら辺のことも考えていただいて、去年、村長、行政懇談会のとときにでしたか、いろいろ策を講じてお願いしているのだけれども、ちょっとできないんですよというような話は聞きましたけれども、そこを何とか農業者の立場に立ってお願いしたいものだなというふうに考えていますけれども、村長、いかがですか。

○久慈委員長 村長。

○久慈村長 いわゆる多面的機能支払交付金ということで、その事前着工、例えば4月、5月に堰を掘る、そういったことで何とか着手したい、これ、という話ですけれども、私も伺ったら、やはり国庫補助事業ですので、事前着工の場合は事前着工の許可をいただかなきゃいけませんということで、これは私どもの村だけじゃなくて、県内全体の話でございますので、農林水産省のほうにできるだけ早く着手できるようにという要望をするということでは話をしています。

私は、できないというのはやはり補助事業としての、じゃあそのやった分、単費で払えますかといったら、そうなるとまた全然その別な部分をやって再決算しなきゃいけないと、今度、補助事業の問題にもなりますので、できるだけ国・県に対して、早くやれるように要望してまいりたいと、こう思います。

○久慈委員長 ほかに質問ありますか。1番小鹿委員。

○小鹿委員 70ページをお願いします。一番上の委託料の農村公園遊具点検委託料、ちょっと細かい話ですけれども、これはブランコとかのことだと思っただけけれども、これは毎年の点検ですかどうか、確認したいと思っただけけれども。

○久慈委員長 建設課長。

○稲葉建設課長 ブランコの点検は、中沢、長科、高根のブランコを毎年点検ということで実施します。以上です。

○久慈委員長 1番小鹿委員。

○小鹿委員 次、71ページをお願いします。18節の、きのう聞いたのだけれども、私ちょ

っと聞き逃しましたので、農業次世代人材投資資金事業補助金の対象者がどうでしたか、もう1回お聞きします。

○久慈委員長 産業振興課長。

○高田産業振興課長 夫婦型、夫婦経営型が、一組225万円です、それが二組いらっしゃいます。経営単独型で150万円、トータル600万円となっております。以上です。

○久慈委員長 1番小鹿委員。

○小鹿委員 ちょっと確認しますが、これは、これからの新規ということであって、既に就農として入っている人たちへのお金、補助金ということよろしいですか。

○久慈委員長 産業振興課長。

○高田産業振興課長 今回の3名は継続の、まるっきりの新規ではないですね。継続です。

○久慈委員長 質問。7番坂本委員。

○坂本委員 71ページをお願いします。下段のほうの林業総務費で、瀬辺地併用林道整備工事費213万4,000円、きのうの説明で黒滝の道路の補修ということでしたけれども、これは私は実際行ったこともないので、写真でしか見せてもらえなかったのですが、この工事によって車でも通行が可能になるのかどうかとか、全然ネットで見ると、皆さん歩いて、徒歩で現場までは歩いていっているわけですが、車で行ける部分が長くなるのか、そういうことになるのかお答えをお願いします。

○久慈委員長 産業振興課長。

○高田産業振興課長 黒滝の併用林道なのですが、崩落がひど過ぎて、わずかばかりの補修では車が行けるようにならないんですね。ここは森林管理署、国が管理しているものなので、国の補修すべきものなんでしょうけれども、再三要望してもつけてもらえない状態です。今予算に計上しているところは2カ所分です、徒歩で行く分にもかなり危険が増してきたので、そこを解消するために2カ所分を補修するためのものです。車ではこれを補修しても行けません。以上です。

○久慈委員長 ほかに質問ありますか。

(「なし」の声あり)

○久慈委員長 ないようですので、次に移ります。次に、土木費、消防費で77ページから85ページまでの質疑を行います。1番小鹿委員。

○小鹿委員 80ページをお願いします。ここの17節の備品購入費、さつき森委員も質問したところですが、除雪ドーザの購入あって、これは更新するのでいいのですけれど

ども、当然古い機械があるわけですので、その処分方法をどう考えていますか。お伺いします。

○久慈委員長 建設課長。

○稲葉建設課長 物品の購入入札時に仕様書に記載し、下取りをしてもらう予定であります。

○久慈委員長 ほかありますか。7番坂本委員。

○坂本委員 82ページのよもっと団地の改修工事費495万円ですか、L・M・N棟という説明であったと思いますが、建設してからそれほど年数は経過していないようなのですが、何年たったのか、また改修の原因というのは何なのか、お答えをお願いします。

○久慈委員長 建設課長。

○稲葉建設課長 建設年度が平成25年度に建設された建物でありまして、外の外壁の木目部分の塗装が剥げてきているものでありまして、それを塗装するというのが主な事業であります。

○久慈委員長 7番坂本委員。

○坂本委員 外壁が6年ぐらいでだめになってしまうというのは、何か、設計ミスか何かなのでしょう。それは住宅だと10年くらいは普通はもちますよね。余り6年というのは早過ぎるような気もするのですが、これ、設計の間違いか何かあったのかどうか。分かる範囲でお願いします。

○久慈委員長 建設課長。

○稲葉建設課長 木目部分については、やはり塗装は3年、3年ごとにやったほうがいいという設計会社さんのほうの指摘もありまして、現状見てもらえばわかるのですが、やはり最初の色から剥げる率が、このぐらいたっていますので、やはりそれを早目に修復して維持していきたいと考えておりました。

○久慈委員長 ほか質問ありますか。6番吉田委員。

○吉田委員 85ページの一番上の消防費で住宅災害見舞金とありますけれども、これは具体的にどのようなことを計画しているのか伺います。

○久慈委員長 総務課長。

○小松総務課長 こちらのほうは建物火災等で災害を、被害をこうむった家庭、うちのほうに支払われるものであります。例えば隣が火事で全焼した際、水をかけられて、例えば窓ガラスが割れたとか、そういう場合に支払いをする見舞金でございます。以上です。

○久慈委員長 7番坂本委員。

○坂本委員 83ページのところで、消防費の備品購入費のところでは39万6,000円、吸水装置購入費、水位が浅いところでも吸水が可能という説明でしたけれども、これは1台の値段なのか。何台分なのか。お答え願います。

○久慈委員長 総務課長。

○小松総務課長 これは上段にある消防用可搬式のポンプと一緒にセットで装備するもので、一組でございます。水をとる、取水口というのですか、よく竹のかごの網をかけてごみが入らないようにしていますけれども、それを余りしなくても、そのまま浮きに浮かせたままで水面近くのところを吸水口があるので、水深が浅い場合でもある程度下がるまでは水が吸えるという装置で、大変よいものだと思って今回購入するものであります。以上です。

○久慈委員長 7番坂本委員。

○坂本委員 84ページの戸別受信機設置業務委託料の1億1,913万円計上しているわけですが、私も以前からこれをつけるように一般質問等でもやった記憶があります。当時、何年前かわかりませんが、蓬田村だと五、六千万円でできるというふうに考えていたわけですが、今回やはり1億2,000万円ほどということなので、2倍ぐらい値段が高いということで、やはり五、六千万円では不可能ということなのか答弁をお願いします。

○久慈委員長 総務課長。

○小松総務課長 恐らく当時はまだアナログ方式の無線機だと思われるので、今でいうとFMのラジオクラスでも今、実際アナログの防災無線は聞ける装置があるそうです。そうすると、せいぜい1万円程度で買えるものもあるということなのですが、我がほうではデジタル方式に方式も変えまして、それこそ子局のおくれもないようにいろいろ機能もつけて、防災のJアラート等も対応できるような方法に変えておりますので、そのまだ方式が新しく定まって間もないので、機械自体の値段がこなれていないということもありますので、どうしても単価的には少々高いということになってございます。以上です。

○久慈委員長 坂本委員。

○坂本委員 これは仮に村内の戸数、1,000戸で見ていると思うわけですが、この受信機そのものの価格というのは幾らで、あとのそれに附随する工事費とかそういうものはど

のくらいなのか。もしできればお答え願います。

○久慈委員長 総務課長。

○小松総務課長 台数的には目いっぱい見て1,100台分を見ております。受信する装置自体、受信機ですけれども、これは税別でいくと1台当たり3万9,000円。それにあとダイポール型空中線ということで、難聴、電波が来にくいところにはアンテナを取りつけなければいけないので、そのアンテナが一応700基確保して、それは2万円ということになります。それにあとは設置する手数料、工事費ですね、設置費として本体が5,300円、それから空中線に関しては3万円ということで、空中線に関しては本体をつけるよりも手間がかかるので単価が高いということで、それを全部ひっくるめて消費税を入れると1億1,913万円になります。以上です。

○久慈委員長 次に、教育費で85ページから101ページまでの質疑を行います。8番木村委員。

○木村委員 100ページの13節、AEDの賃借料、村内にAED7台入っています。そして、賃借料が一番安いところで8万6,000円、高いほうで10万8,000円、これは一番安い8万6,000円に統一できないのか伺います。

○久慈委員長 総務課長。

○小松総務課長 前にも何か似たような質問がございまして、そのときも答弁してございますけれども、やはり入れている時期の経緯がございまして、その部分でどうしても契約の更新時の期間が合わせられないということで、残念ながらちょっと統一ができない状況に至っております。

それと、あとどうしてもその機械的なものですので、そのとき契約したときに、例えば一番いいものとか、普通のものとか入れた場合、それを同じようなものを2年後にあるかないかということにもなりますので、どうしても統一されないし、値段もちょっと高いのと安いのがあるということでご了承いただきたいと思います。

○久慈委員長 ほかに質問ありますか。4番柿崎委員。

○柿崎委員 90ページをお願いします。10款教育費の中の12節から17節にICT事業の予算が盛り込まれておりますが、先ほども少し触れましたが、そのネットワーク環境、Wi-Fi設備、それからタブレット端末、それからパソコンなどの設備が主であるというふう聞いております。ただ、このタブレットとかそういうものを設備しますと、ご存じのとおり、当然その授業にかかわるソフトも含まれて、同時進行していかないと、

この利用に至らないと思うのですが、そのソフト教材も含めたこの今回の予算だと思ってよろしいのでしょうか。

○久慈委員長 教育課長。

○木村教育課長 ソフト面については今回の予算には盛り込んでございません。というのは、これは小学校・中学校長とも話をしているのですが、例えば中学校であれば、令和元年度にモデル事業ということで県のタブレットを借りて無料のソフトで授業をしていたという経緯があります。それを使ってまた続けていくということで、無料のソフトで大丈夫だということでした。小学校のほうについても、青森市の小学校のほうの例で、それに倣って活用するというで受けていまして、それについても無料のソフトが多数あるということで、もし必要であれば、今後その辺は学校とも話をして、必要な予算措置をしたいと考えております。以上です。

○久慈委員長 4番柿崎委員。

○柿崎委員 そのソフト面のことですが、我々議会のほうでも2年ほど前に熊本の先進事業をされているところに行って視察してまいりました。そのソフトの重要性、またその機材の運用に当たっても、教員側がそのいわゆる電子黒板なるものを操作する技術が伴わないと、せっかく設備したもの全て無駄になっちゃうと。効果が上がりませんと。

また、そのソフトに関しての部分ですが、もう何十社も名乗りを上げていまして、その自分たちの地区の教育環境に合ったソフトをいかに見つけるかということが、相当重要なことだというようなレクチャーを受けてきましたので、今答弁にあったように、今後もしその専門的なソフトを導入するのであれば、無料のものとかそういうことじゃなくて、多少の予算がかかってもいいので、ここの教育環境に合ったソフトを選ぶようお願いしたいと思います。以上です。

○久慈委員長 ほかに質問ありますか。

(「なし」の声あり)

○久慈委員長 ないようですから、次に災害復旧費、公債費、予備費で、101ページから102ページまでの質疑を行います。質問ありませんか。

(「なし」の声あり)

○久慈委員長 以上で質疑を終結いたします。

続いて討論に入ります。7番坂本委員。

○坂本委員 まず、一般会計に反対ということで討論をいたします。

村民の多くは高過ぎる国保税に非常に苦しんでいるわけです。全国でも知事会や市長会、それから町村会、そして日本医師会も、国保制度を守るために低所得者の国保税を引き下げて、保険証の取り上げをやめるよう求めているわけです。国保税は中小企業労働者が加入する協会けんぽと比較して1.3倍も高い。そして、大企業労働者が加入する組合健保の1.7倍も高くなっているわけです。同じ400万円の年収と家族構成では、協会けんぽに加入したときは年19万8,000円、国保加入だと42万6,000円と、2倍もの格差があるわけです。

これを解消するために全国知事会などが求めているのは、公費の投入で保険税を引き下げることです。今の政権で国保の都道府県化が行われましたが、これは市町村が一般会計から繰り入れを行っている自治体独自の国保税軽減をやめさせることにあるわけです。しかし、厚労省は都道府県化になっても、一般会計からの繰り入れは自治体独自で判断できるとしているわけです。そして、生活困窮者への自治体独自の軽減も何ら問題ないと国会において答弁をしています。

よって、村も独自に一般会計からの繰り入れで国保税軽減をすべきですが、そのような施策はないわけです。上田市のホームページを見ますと、資産割を廃止すると書かれています。現在の法律では、国保税の資産割と世帯割は自治体の判断で導入しないことも可能なわけです。全国で25の自治体でこれをなくして、国保税の引き下げをしているわけです。

村でも調査をして国保税引き下げの努力をすることを求め、私の反対討論といたします。

○久慈委員長 ほかに討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○久慈委員長 ないようですから、討論を終結いたします。

これより、議案第19号、令和2年度蓬田村一般会計予算(案)を採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

(起立6名)

○久慈委員長 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第20号、令和2年度蓬田村学校給食センター特別会計予算(案)を議題とします。

これより歳入歳出全般について質疑を行います。質問ありませんか。

(「なし」の声あり)

○久慈委員長 ないようですから質疑を終結いたします。

続いて討論を行います。

(「なし」の声あり)

○久慈委員長 ないようですから、討論を終結いたします。

これより、議案第20号、令和2年度蓬田村学校給食センター特別会計予算(案)を採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

(起立7名)

○久慈委員長 起立全員です。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第21号、令和2年度蓬田村国民健康保険特別会計予算(案)を議題とします。

これより歳入歳出全般について質疑を行います。質問ありませんか。

(「なし」の声あり)

○久慈委員長 ないようですから、質疑を終結いたします。

続いて討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○久慈委員長 ないようですから、討論を終結いたします。

これより、議案第21号、令和2年度蓬田村国民健康保険特別会計予算(案)を採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

(起立6名)

○久慈委員長 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第22号、令和2年度蓬田村簡易水道事業特別会計予算(案)を議題とします。

これより歳入歳出全般について質疑を行います。5番森委員。

○森委員 7ページの下段のほうの備品購入費、給水タンク購入費とありましたが、先ほ

どの説明で私が聞き間違えたのかどうかわからないのですけれども、たしか1,000リッターと、こう記憶したところがありますけれども、1,000リッターでよろしいでしょうか。

○久慈委員長 建設課長。

○稲葉建設課長 1,000リッターでよろしいです。

○久慈委員長 5番森委員。

○森委員 1,000リッターということは、ほんの少しの量だと思うのですけれども、タンクにしたら。そのぐらいで何かあったときは大丈夫なのか伺います。

○久慈委員長 建設課長。

○稲葉建設課長 まず、1,000リッターのものを購入し、それ以上の給水、そういうのが必要であれば、東郡の市町村等の応援とかで補っていきたいと考えております。

○久慈委員長 1番小鹿委員。

○小鹿委員 5ページをお願いします。ここの一番上の水道料金の使用料のところの2節ですか、が滞納繰越分とあるわけですがけれども、これは不納処理をするとすれば、この水道料金の使用料の場合のタイミングというのは、どのようなときにやられるものか。あるいはそういうことはないということなのか伺います。

○久慈委員長 建設課長。（「休憩をお願いします」の声あり）

暫時休憩いたします。

午後0時10分 休憩

---

午後0時11分 再開

○久慈委員長 休憩を取り消し、会議を再開いたします。

建設課長。

○稲葉建設課長 法律的には2年で、現在のところは不納欠損等はしておりません。今後、徴収率を上げていきたいと考えております。

○久慈委員長 ほかに質問。7番坂本委員。

○坂本委員 先ほどと同じ7ページの給水タンク、予算が136万4,000円と、1,000リットルなので、私たち農家の感覚からすれば、コメリに行けば2万円ぐらいで買えるという発想しかないのです、何でこんなに高いのかというので、ちょっと疑問を払拭してもらえような答弁をお願いします。

○久慈委員長 建設課長。

○稲葉建設課長 農家とかの使っているプラスチックのものではなく、きちんとしたコーティングされたものでありますので、見積もりをもらって、この136万4,000円を計上しております。

○久慈委員長 ほかに質問ありませんか。

(「なし」の声あり)

○久慈委員長 ないようですから、質疑を終結いたします。

続いて討論を行います。

(「なし」の声あり)

○久慈委員長 ないようですから、討論を終結いたします。

これより、議案第22号、令和2年度蓬田村簡易水道事業特別会計予算(案)を採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

(起立7名)

○久慈委員長 起立全員です。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第23号、令和2年度蓬田村介護保険特別会計予算(案)を議題とします。

これより歳入歳出全般について質疑を行います。4番柿崎委員。

○柿崎委員 21ページをお願いします。下段、3款12節委託料のところですか。これは確認でございますが、先ほど65歳以上が1,000人に達したための予算だとあります。これは年齢が65歳でよろしいですか。70歳とかではないでしょうか。大丈夫ですか。

○久慈委員長 住民課長。

○佐藤住民課長 65歳で間違いありません。

○久慈委員長 ほかに質問ありませんか。

(「なし」の声あり)

○久慈委員長 ないようですから、質疑を終結いたします。

続いて討論を行います。

(「なし」の声あり)

○久慈委員長 討論ないようですから、討論を終結いたします。

これより、議案第23号、令和2年度蓬田村介護保険特別会計予算(案)を採決いたし

ます。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

(起立6名)

○久慈委員長 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第24号、令和2年度蓬田村後期高齢者医療特別会計予算(案)を議題とします。

これより歳入歳出全般について質疑を行います。質問ありませんか。

(「なし」の声あり)

○久慈委員長 ないようですから、質疑を終結いたします。

続いて討論を行います。

(「なし」の声あり)

○久慈委員長 討論ないようですから、討論を終結いたします。

これより、議案第24号、令和2年度蓬田村後期高齢者医療特別会計予算(案)を採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

(起立6名)

○久慈委員長 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、本予算特別委員会に付託された議案の審査は全部終了いたしました。

なお、委員長報告の作成については、私にご一任願います。

これをもって、予算特別委員会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

午後0時17分 閉会

---

上記会議の経過は、事務局長中川 悟が記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

令和 2年 5月13日

予算特別委員長 久 慈 省 悟